

## 厚生労働省で定める揭示事項

当院は厚生労働大臣より保健医療機関として指定を受けた診療所です。  
保険医療機関は、療養の給付（保険診療）を担当する義務があり、療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより算定されます。

### 基本診療料の施設基準などに係る届け出

- ・初診料 291 点
- ・医療情報取得加算（初診） 1 点
- ・再診料 75 点
- ・医療情報取得加算（再診） 1 点

**医療情報取得加算**：当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。2024 年 12 月 1 日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり医療情報取得加算を算定します。

	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	現行保険証・マイナ保険証提示 有無に関わらず	1 点
再診（3 ヶ月に 1 回）	現行保険証・マイナ保険証提示 有無に関わらず	1 点

**明細書発行体制加算**：当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

- ・明細書発行体制加算 1 点

**夜間・早朝等加算**：当院は、平日の午前診 9:00～12:30、午後診 14:30～18:00、木曜・土曜の 9:00～12:30 を診療時間と定めています。厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降・土曜日 12:00 以降「夜間・早朝等加算」（50 点）が初診・再診に関わらず適用されますのでご了承ください。

## 特掲診療料の施設基準

### コンタクトレンズ検査料について

#### (1) 初診料および再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料（291点）を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことのある方は再診料（75点）を算定致します。

#### (2) コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズ装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定致します。

#### (3) コンタクトレンズの診療を行う医師および眼科診療経験年数

医師：金田 周三 眼科診療経験：27年

厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

上記につきご不明な点等をご相談ください。

### 一般名処方加算について

当院では患者様への医薬品が、安定して供給されるように取り組んで参ります。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。医薬品に関しまして、特定の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の有効成分の名称をもとにした一般名処方（加算）を行う場合があります。一般名処方是有効成分、効能が同じお薬であれば、患者様が自由にお薬を選んでいただけます。そのため保険薬局にて、患者様ご自身の希望を確認される場合があります。この一般名処方のメリットは、安定供給だけでなく、患者様が後発医薬品（ジェネリック）を選択でき、経済的負担が軽くなります。ご不明な点等ございましたら、医師までご相談ください。

一般名処方加算1 10点

（後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方されている場合）

一般名処方加算2 8点

（後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般名処方された場合）

## ベースアップ評価料について

当院は外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の施設基準に適合し、届出を行っていません。

ベースアップ評価料は、令和 6 年 6 月診療報酬改定において、国の方針として進められている賃上げの為に新設されたもので、診療費の中に下記点数が加算され、窓口負担が増える場合があります。

※ 外来ベースアップ評価料（Ⅰ）（1日につき）

1 初診時

6 点

2 再診時等

2 点

本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事すること等を目的としております。